

令和8年度 町民税・県民税申告の手引き

町民税および県民税のあらまし

1. 町民税および県民税（両者をあわせて「住民税」といいます。）は、それぞれ均等割と所得割とから成り立っており、前年中の所得に対して1月1日現在居住していた市区町村で課税されます。

- ・1月2日以後に転出しても、その年度の住民税は全額、1月1日居住していた市区町村に納税します。
- ・町内に居住していない場合でも、事務所、事業所又は家屋敷を持っている人には、均等割のみ課税されます。（例えば、単身赴任等で他の市区町村で住民税が課税されている場合でも、留守宅の所在する市区町村からは住民税のうちの均等割のみが課税されます。）

2. 町民税および県民税は次のように計算されます。

町民税	均等割	3,000円
	所得割	課税標準額（前年中の所得－所得控除）×町民税所得割の税率－税額控除
県民税	均等割	1,000円
	所得割	課税標準額（前年中の所得－所得控除）×県民税所得割の税率－税額控除

税率等

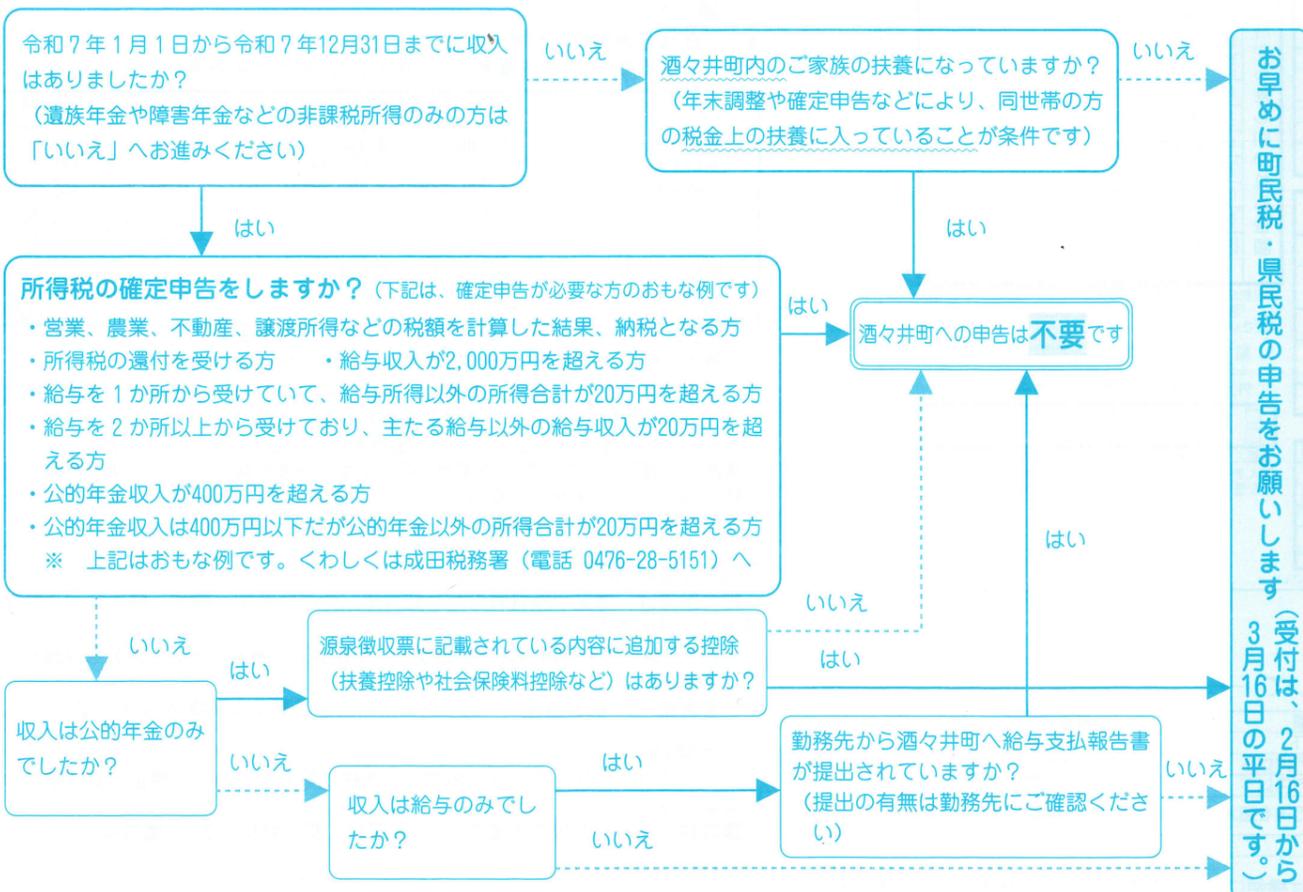
	均等割額（※）	所得割額
町民税	3,000円	6%
県民税	1,000円	4%

※ 令和6年度から均等割額に森林環境税が1,000円加算されます。

- ・所得とは、基本的には収入金額から必要経費を差し引いて求めます。なお、「前年中の所得」とは令和8年度の住民税の場合、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間の所得をいいます。
- ・一定の要件に該当する配当所得などがある場合は、所得割額の一部が控除されます。
- ・土地建物等の譲渡所得がある場合、その他特別な要件に該当する場合は、特殊な税額の計算方法になります。

あなたは町民税・県民税の申告をする必要があるでしょうか？

☆スタート



- ◆ この図は、町・県民税申告の要・不要を簡単にあらわしたものです。各々の状況によっては、これに当てはまらないことがありますので、くわしくは税務住民課 住民税班へお問い合わせください。

申告に必要なもの

※申告会場は西庁舎1階会議室です。

マイナンバーの記載と確認のための書類が必要です！

マイナンバーカード（個人番号カード）、または番号確認書類（※1）＋本人確認書類（※2）

以上のものが必要になりますので、必ずお持ちください。（代理人の方が来庁される場合も、申告者の方のもの（写し可）が必要になりますので、必ずお持ちください。また、確定申告書の提出のみの場合は、上記書類の写しが必要となります。）

- ※1 通知カード（写し可）または、マイナンバーが記載された住民票の写し
- ※2 運転免許証、健康保険証、パスポート、障害者手帳、在留カード等

- マイナンバーカード（個人番号カード）、または番号確認書類（※1）＋本人確認書類（※2）
- 同封の町民税・県民税申告書
- 前年度の町民税・県民税申告書の控え
- 給与所得の源泉徴収票 公的年金などの源泉徴収票 報酬・配当などの支払調書
- 営業・農業・不動産所得などの収支内訳書、帳簿書類など（前年度申告の際の収支内訳書もお持ちください）
※ 事前に収支内訳書が作成（下書き可）されていない場合は、受付できません。
- 社会保険料の支払保険料等証明書（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金など）
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を申告する場合、「医療費控除の明細書」
※ 事前に明細書の記入と合計額が計算されていない場合は、受付できません。
- 扶養控除、16歳未満扶養親族に記載する場合は、その人のマイナンバーカード（個人番号カード）、または番号確認書類（※1）
- その他控除に必要な書類（障害者手帳など）
- 別世帯の方や代理人の方が申告手続きをする場合は、申告者の方本人が作成した委任状

申告のお願い

- ◆ 申告会場は混み合いますので、郵送での申告にご協力ください。

送付先：〒285-8510 酒々井町中央台4-11 酒々井町役場 税務住民課(税の窓口) あて

※申告受付済証の返却を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付したもの）を同封してください。また、郵送で申告される場合はマイナンバーカード（個人番号カード）の写し、または番号確認書類（※1）の写し＋本人確認書類（※2）の写しを添付してください。

- ◆ 申告期間（平日）以外での受付はできませんので、ご了承ください。

※この手引きは、令和7年12月現在の内容で作成してありますが、税制改正により、内容の一部が変更される場合があります。

お問い合わせ 酒々井町役場 税務住民課 住民税班 電話 043-496-1172(直通)

⑪〔社会保険料控除〕
国民健康保険税、国民年金保険料、その他の健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払額。

⑫〔小規模企業共済等掛金控除〕
第1種共済掛金及び心身障害者扶養掛金の支払額。

⑬〔生命保険料控除〕
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合。
それぞれ右の算式により計算した控除額の合計(限度額70,000円)
※一般生命保険料、個人年金保険料について平成24年1月1日以後に締結した「新契約」(限度額28,000円)…①、平成23年12月31日以前に締結した「旧契約」(限度額35,000円)…②、同じ区分の「新契約」と「旧契約」それぞれの算式により計算した控除額の計(限度額28,000円)…③
①～③のいずれか大きい金額。

支払った保険料 A (円)	控除額 (円)
～12,000	A
12,001～32,000	A×0.5 + 6,000
32,001～56,000	A×0.25+14,000
56,001～	一律 28,000

支払った保険料等の区分	支払った保険料等の金額	控除額
A 地震保険料のみ	超	支払った保険料の金額×0.5
	以下	
B 旧長期損害保険料のみ	5,000円	支払った保険料の金額
	15,000円	
C AとBがある場合	—	A、Bそれぞれ計算した金額の合計額(最高25,000円)
	—	

⑭〔地震保険料控除〕
地震保険契約等の保険料を支払った場合。

支払った地震保険料等の区分	支払った保険料等の金額	控除額
A 地震保険料のみ	超	支払った保険料の金額×0.5
	以下	
B 旧長期損害保険料のみ	5,000円	支払った保険料の金額
	15,000円	
C AとBがある場合	—	A、Bそれぞれ計算した金額の合計額(最高25,000円)
	—	

(注意) 一の損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険が備わった場合、いずれか一の契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

⑮⑯〔寡婦、ひとり親控除〕
・寡婦控除(260,000円)…次の①が②どちらかに該当し、ひとり親に該当しない方。
①夫と離別した後、再婚していない方
子以外の扶養親族を有し、合計所得が500万円以下で、事実婚状態でない。
②夫と死別した後、再婚していない方、又は夫の生死が明らかでない方
合計所得が500万円以下で、事実婚状態でない。
・ひとり親控除(300,000円)…婚姻をしていない方、又は配偶者の生死が明らかでない方で次の①・②・③すべてに該当する方。
①生計を一にする子(その年分の所得金額が58万円以下)を有する。
②合計所得金額が500万円以下。 ③事実婚状態でない。

⑰⑱〔勤労学生・障害者控除〕
・勤労学生控除(260,000円)…大学、各種学校等の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ合計所得が85万円以下で、そのうち、給与所得等以外の所得が10万円以下の方。
・障害者控除(扶養している方が障害者の場合も適用されます。)
普通障害者(260,000円)…身体障害者手帳(3級～6級)、療育手帳B、精神保健福祉手帳(2級～3級)の場合。
特別障害者(300,000円)…身体障害者手帳(1級～2級)、療育手帳A、精神保健福祉手帳(1級)の場合。
同居特別障害者(530,000円)…特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合。

⑲⑳〔配偶者(特別)控除〕
・配偶者控除
あなたに合計所得金額が58万円以下の控除対象配偶者がいる場合。

		あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者控除	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円

		あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	58万円超～95万円以下	33万円	22万円
	95万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	

・配偶者特別控除
生計を一にする配偶者を有し、配偶者の合計所得が58万円を超え、133万円以下の場合。

㉑〔扶養控除〕
あなたに合計所得金額が58万円以下の扶養親族がいる場合。
①老人扶養(昭和31年1月1日以前生まれの人)…380,000円
②同居老親等(老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としていない人)…450,000円
③特定扶養(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの人)…450,000円
④一般扶養(①～③)以外の人、ただし、16歳未満の扶養親族は除く…330,000円
※16歳未満の扶養親族がいる場合には、別途記入欄に記入してください。

申告書のかきかた例

年度分 町民税・県民税申告書

現住所 1月1日現在の住所 酒々井町長苑 フリガナ 氏名	整理番号 業種又は職業 電話番号
提出年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日	個人番号 世帯主の氏名 続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	支払った保険料	控除額
⑬ 社会保険料		
⑭ 新生命保険料の計		
⑮ 旧生命保険料の計		
⑯ 新個人年金保険料の計		
⑰ 旧個人年金保険料の計		
⑱ 介護医療保険料の計		
⑲ 地震保険料の計		
⑳ 旧長期損害保険料の計		

⑳～㉑ 障害者控除
フリガナ 氏名 障害の程度 級度
個人番号

㉒～㉓ 配偶者(特別)控除
フリガナ 氏名 配偶者の合計所得金額
個人番号

㉔～㉕ 扶養控除・特定親族特別控除
フリガナ 氏名 生年月日 同居・別居の区分 続柄
個人番号

㉖～㉗ 雑損控除
フリガナ 氏名 生年月日 同居・別居の区分 続柄
個人番号

㉘～㉙ 医療費控除
フリガナ 氏名 生年月日 同居・別居の区分 続柄
個人番号

1 収入金額等
事業 営業等 ア
業 農 業 イ
不 動 産 ウ
利 子 エ
配 当 オ
給 与 カ
公的年金等 キ
業 務 ク
そ の 他 ケ
短 期 コ
長 期 サ
一 時 シ

2 所得金額
事業 営業等 ①
業 農 業 ②
不 動 産 ③
利 子 ④
配 当 ⑤
給 与 ⑥
公的年金等 ⑦
業 務 ⑧
そ の 他 ⑨
雑 損 控 除 ⑩
合計 ⑪

4 所得から差し引かれる金額
社会保険料控除 ⑬
小規模企業共済等掛金控除 ⑭
生命保険料控除 ⑮
地震保険料控除 ⑯
寡婦、ひとり親控除 ⑰～⑱
勤労学生控除 ⑲～⑳
配偶者(特別)控除 ㉑～㉒
扶養控除 ㉓
特定親族特別控除 ㉔
基礎控除 ㉕
⑬から㉕までの計 ㉖
雑損控除 ㉗
医療費控除 ㉘
合計 ㉙

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成24年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

㉚ 雑損控除
損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類
損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失のうち災害関連支出の金額

㉛ 医療費控除
支払った医療費等 保険金などで補填される金額

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

㉜〔特定親族特別控除〕
19歳以上23歳未満の親族で合計所得が58万円超～123万円以下の場合、あなたの合計所得と19歳以上23歳未満の親族の合計所得に応じて特定親族特別控除をとることができます。

19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	45万円
85万円超90万円以下	
90万円超95万円以下	
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

㉝〔基礎控除について〕

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除の適用がなくなります。

㉞〔雑損控除〕
災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等。

㉟〔医療費控除〕
病院等に支払った治療費、医薬品の購入代などに要した費用、指定介護老人福祉施設利用料、居宅サービス利用料等がある場合。又はスイッチO T C医薬品の購入費用がある場合。

ア〔営業等〕
卸売業、小売業、飲食業、製造業、修繕業、サービス業などの、いわゆる営業から生ずる所得。及び保険外交員、塾の経営、漁業などの事業から生ずる所得。
申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」を使用してください。

イ〔農業〕
田、畑、養蚕、農家が兼営する家畜、酪農などから生ずる所得。
申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」を使用してください。

ウ〔不動産〕
地代、家賃、貸間代、駐車場代、土地、建物の権利金等から生ずる所得。
申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」を使用してください。

エ〔事業専従者〕
事業・不動産所得がある方で、生計を一にする配偶者等が、あなたの事業に従事している場合には、事業専従者として控除額を必要経費に算入することができます。
申告書裏面「11 事業専従者に関する事項」を使用してください。

オ〔配当〕
株式などの配当、証券投資信託の収益の分配などに係る所得。
申告書裏面「8 配当所得に関する事項」を使用してください。

カ〔給与収入があった方〕
下記の給与所得の求め方を参考にして給与収入(カ)と給与所得(㉞)をご記入ください。

給与収入金額 A (円)	給与所得控除額 (円)
～1,900,000	650,000
1,900,001～3,600,000	A×30%+ 80,000
3,600,001～6,600,000	A×20%+ 440,000
6,600,001～8,500,000	A×10%+1,100,000
8,500,001～	1,950,000

〔所得金額調整控除額の計算〕
下記のいずれかに該当する場合は、所得金額調整控除額を給与所得から控除します。
①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合
(1)本人が特別障害者に該当する者 (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する者
(3)特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者
控除額=(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%
②給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える場合
控除額=(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度))-10万円
(注)上記①の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

キ〔雑〕
ク 公的年金等の収入があった方
下記の年金所得の求め方を参考にして年金収入(キ)と年金所得(㉟)をご記入ください。

区 分	公的年金等の収入合計 (A)	公的年金等の雑所得金額
65歳未満 (昭和36年1月2日以後生まれ)	～1,299,999円	A-600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	A×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95-1,455,000円
	10,000,000円～	A-1,955,000円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前生まれ)	～3,299,999円	A-1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	A×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95-1,455,000円
	10,000,000円～	A-1,955,000円

※上記の表は、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合の計算式であり、1,000万円を超える場合はこの表の計算式とは異なります。

ク 業務に係る収入(原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金等、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの)があった方
ケ その他雑所得(個人年金等、公的年金や業務以外に係る収入)があった方
※裏面9に種目、所得の生ずる場所、収入金額、必要経費、所得金額(収入金額-必要経費)を記入し、業務に係るものについては表面のクに収入金額、㉞に所得金額を、その他雑所得については表面のケに収入金額、㉞に所得金額を記入してください。

コ・サ〔総合譲渡〕 シ〔一時所得〕
総合譲渡は、商品や原材料のたな卸資産以外の自動車、機械、機具などの動産の譲渡により生ずる所得。
一時所得は、生命保険等の満期戻金、懸賞当選の金品などの一時的な性質をもっている所得。
申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を使用してください。

〔分離課税〕
土地・建物や山林・株式等の譲渡、上場株式等の配当等、退職金の受け取りなどによる所得。
分離課税に係る所得等のある方は、「町民税・県民税申告書(分離課税等用)」に記入してください。

地方税法等の改正により各事項が変更になる場合がありますので、御了承ください。